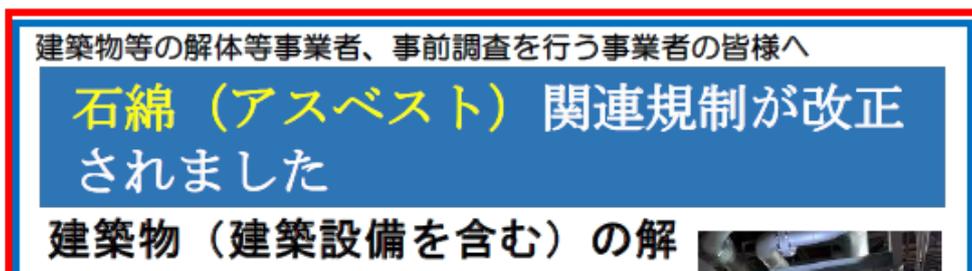


石綿関連規則の改正情報は、ホームページに掲載されていますので、ご確認ください。
茨城労働局健康安全課

◆建築物等の解体や改修工事に関する事前調査は、必要な知識を有する者(有資格者)が行う必要があります
施行日 令和5年10月から 石綿(アスベスト)関連規制が改正されました。

1. 環境省リーフレット(建築物石綿含有建材調査者等)

<https://www.env.go.jp/air/air/asbestos/index6/%E2%97%8B20210802jigyousya-chousa-kekka.pdf>



2. 石綿総合情報ポータルサイトのご案内(石綿に関する様々な情報が掲載されています)

<https://www.ishiwata.mhlw.go.jp/>



3. 解体工事業者向け周知リーフレット(石綿規則の改正情報が掲載されています)

<https://www.mhlw.go.jp/content/000789008.pdf>

